

(資料 3)

短期入校訓練利用契約書

職業訓練法人 長崎能力開発センター (以下「甲」と言う) と _____ (以下「乙」と言う) とは「甲」の職業訓練施設を短期入校訓練 (以下「短期入校」と言う) として利用するために次の通り利用契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約による短期入校の目的は、何らかの事情により短期での訓練希望者に対し、法人自主事業として制度を補完し、利用者のニーズに合わせた当センターの訓練機能を広く提供し、対象者の職業能力の向上や、その後の職場定着に寄与することを目的とする。

第2条 (利用者)

本短期入校の利用の対象者は、次の通りである。

氏 名 _____ 性別： 男 ・ 女

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

第3条 (利用の方法)

利用の方法としては、「甲」の職業訓練施設での活動を体験し、実施訓練施設においては次の項目について十分留意するものとする。

1. 特定の指導員 (職員) の配置
2. 活動の場の確保と提供
3. 日課表及び注意事項を作成
4. 短期入校プログラムの作成
5. ケース記録簿の整備
6. 健康管理・衛生・安全等の確保
7. 利用状況の保護者等への定期的な連絡
8. 関係機関、関連法人との連携と社会資源の活用

第4条 (利用事業所)

利用する職業訓練施設は次の通りとする。但し、利用者本人の状態、成長度に合わせて利用する職業訓練施設が変わっていく場合も有り得る。(契約変更有り)

職業訓練施設名 (園芸科 ・ 麵製造科)

第6条 (利用期間)

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

第7条 (諸費用の負担)

本契約の利用期間中の利用者にかかる諸費用については、「乙」または利用者本人が支払うものとする。
なお、金額については別途定める通りである。

第8条 (責任の所在)

本契約中における利用者の事故・病気・怪我等 (通学の場合は途上も含む) については、「甲」に著しい過失があった場合を除いて、その責任は「乙」または利用者本人が負うものとする。

第9条 (損害賠償)

利用者本人の故意又は過失により、「甲」の所有する建物・備品等に損害を与えた場合、また他の人へ損害を与えた場合、「乙」または利用者本人が損害賠償請求に応じるものとする。

第10条 (契約の解除)

「甲」もしくは「乙」または利用者本人の何らかの事情により、本契約の継続が困難と判断される場合は、契約期間中であっても、本契約を解除することができるものとする。

第11条 (定めなき事項等)

本契約により難い事情が生じた場合、または双方に疑義が生じた場合は、必要な都度、「甲」と「乙」が協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約を二通作成し「甲」と「乙」がそれぞれ一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊1492番地1

氏 名 職業訓練法人 長崎能力開発センター
理 事 長 田 島 良 昭 印

乙 住 所

氏 名 印

(利用者との続柄)